

国際学会で中小企業に関する研究報告を行う本学会員に対する経費助成に関する内規

日本中小企業学会の国際的な研究交流の推進、会員の国際的な場での研究発表や交流活動の推進奨励、ひいては日本の中小企業研究の成果の世界への発信をすすめるため、本学会会員に対する、国際学会での研究報告への経費助成制度を設ける。

1. 国際学会等で中小企業に関する研究報告を行う個人会員を対象に、審査のうえ海外渡航報告は1人20万円を限度にその費用を助成する。オンライン報告の場合、1人5万円を限度に助成する。

2. これに申請できる者は応募締め切り日時点において年齢満50歳未満、または大学院生および博士学位取得あるいは博士課程単位取得退学から5年以内の者とする。

3. 助成申請に対する審査協議は学会会長・副会長及び国際交流担当理事・幹事が行い、その採否及び助成額の原案を全理事に回付し、一定期間内に2人以上の理事からの異議がなければこれを決定する。

4. 申請者は当該国際学会等に採択された報告要旨もしくはフルペーパー、及び必要経費見積り並びに本学会以外の組織・機関などからの費用補助の可能性を記した申請書類を学会会長宛に提出しなければならない。申請の書式は別途定める。

5. 助成金の受給者は、その「国際学会研究発表報告」（当該学会の開催内容の概要、発表論文要約及び質疑概要を含む）を、本学会誌に掲載する義務を有する。掲載の機会・形式などは別途定める。

6. 申請及び助成について、次のとおり定める。

（1）助成の対象は、原則として日本以外で開催される国際学会等での報告を行う個人会員とする。

（2）助成を受けた会員は、当該年度を含む3年間、国際学会報告助成に申請できない。

（3）複数の応募等により、申請が予算を超えた場合、原則として応募締め切り日時点で常勤（専任）の職に就いていない申請者を優先する。

（4）複数の応募等により、申請が予算を超えた場合、原則として本助成に初めて申請した者を優先する。

7. 本経費助成プロジェクトの募集・応募期間その他細目については、別途定める。

<付則> 2008（平成20）年9月13日 第29回会員総会承認

2011（平成23）年10月1日 第32回会員総会一部改定承認

2017（平成29）年10月7日 第38回会員総会一部改定承認

2021（令和3）年10月9日 第41回会員総会一部改定承認